国民健康保険・後期高齢者医療制度からお知らせ
～　保険証の廃止について　～

■12月２日より保険証が廃止されます

令和６年12月１日時点でお手元にある保険証や限度額適用・標準負担額減額認定証（以下、「減額認定証」という。）並びに限度額適用認定証については有効期限（令和７年７月31日）までお使いいただけます。

※国民健康保険の短期被保険者証及び資格証明書の有効期限は、上記と異なります。

【令和６年12月２日からの対応】

○令和６年12月２日時点でお手元に保険証がないかたには、保険証は交付されません。

下記、①または②の対応となります。

①既に保険証利用登録をしたマイナンバーカード（以下、「マイナ保険証」という。）をお持ちのかたは、マイナ保険証を提示することで医療機関の受診が可能です。（利用登録を行っているかどうかは、マイナポータルで確認してください。）

※新規加入の場合、負担割合等が記載された「資格情報のお知らせ」を発行いたします。

②マイナ保険証をお持ちでないかたには、申請いただかなくても「**資格確認書**」を交付しますので、引き続き医療機関の受診が可能です。

〈資格確認書とは〉

令和６年12月２日以降は、保険証が廃止になりますので、原則マイナ保険証で医療機関を受診することになります。

ただし、マイナンバーカードを保険証利用するための登録をしていないかたやマイナンバーカード自体をお持ちでないかたには、お手元にある保険証の有効期限がくる前に、申請いただくことなく「資格確認書」を交付させていただきます。

この「資格確認書」で引き続き、医療を受けることができます。

（マイナ保険証を紛失等した場合にも、申請により「資格確認書」を交付いたします）

■後期高齢者医療制度の限度額適用認定証と減額認定証の廃止に伴う変更点について

保険証廃止と合わせて、後期高齢者医療制度の限度額適用認定証と減額認定証も廃止になります。廃止に伴う変更点は以下の通りです。

①マイナ保険証をお持ちのかたは、ご自身の負担区分（現役Ⅰ～Ⅲ・一般ⅠまたはⅡ・区分ⅠまたはⅡ）をマイナポータルで確認してください。

②「資格確認書」をお持ちのかたは、健康推進課医療助成係に申請すると「資格確認書」に負担区分の併記が可能です。

※国民健康保険の限度額適用認定証と減額認定証は廃止されませんが、マイナ保険証を医療機関に提示することでご自身の負担区分が適用されます。

■特定疾病療養受療証について

厚生労働大臣が定める特定疾病（人工腎臓を実施する慢性腎不全など）のかたに交付される「特定疾病療養受療証」については、令和６年12月２日以降も継続して交付します。

●問い合わせ

国民健康保険／国保係☎27-7362

後期高齢者医療制度／①北海道後期高齢者医療広域連合☎011-290-5601

②健康推進課医療助成係☎22-2422